

番号	質問	回答	掲載日
1	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	落札結果を公表する場合は総額のみとし、単価は公表しません。	
2	仮に当社が落札した場合、契約締結に伴う協議は可能ですか。また、契約書(案)を開札日までに事前に提供いただくことは可能ですか。	契約締結に伴う協議は可能です。契約書(案)は別紙のとおりです。	
3	計算内訳書(様式第5号)下部に「6 基本料金金額(E)欄及び電力量料金金額(H)欄は、小数点第2位まで記載することとし、小数点第3位以下については、入札者ごとの電気料金算定基準に則り、切り上げ又は切り捨てを行うこと。(本書式の計算式は四捨五入となっているため、必要に応じて変更すること)」とありますが、四捨五入としてもよいという認識でよろしいですか。	様式第5号の記載のとおり、小数点第3位以下の取扱いは、四捨五入で算定しても問題ありません	
4	燃料費調整額について、「鳥取県管内の旧一般電気事業者である中国電力株式会社の燃料費等調整制度の基準単価と同一とする。」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額(燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む)による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。	質問のとおり、中国電力株式会社の基準単価と同一とすることとしています。したがって、独自の燃料費等調整額単価(調整を行わない場合を含む)に契約は認められません。	2月14日
5	各社が独自に定める燃料費等調整額(燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む)による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参考する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。	回答4のとおり	

6	<p>契約書に以下の文言を追加させていただけますか。</p> <p>乙(供給者)は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。</p>	<p>契約書の条項の文言は両者協議によるものとします。</p>	
7	<p>入札書に記載する日付は、作成日を記入という認識で相違ありませんか。また、入札書および内訳計算書に押印は不要という認識でよろしいですか。</p>	<p>入札書に記載する日付は作成日として問題ありません。また、入札書には押印が必要ですが、内訳計算書には押印は不要です。</p>	